

2020年3月18日
(2020年6月17日更新)

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う各種お取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では、影響を受けているお客さまに対しまして、下記の特別措置をいたします。

記

1. 特別措置の適用対象について

- ・当該感染症により影響を受けたご契約者さま（法人・個人を問いません）

法人のご契約者さまが当該感染症の影響によって事業運営に支障をきたしている場合や個人のご契約者さまが感染したといった直接的な影響だけではなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店が休業や業務縮小、お客さま対応等を自粛している場合などにより、通常の各種お手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

2. 特別措置の内容

(1) 保険料の払込猶予に関する取扱い (6/17 修正)

- ・当該感染症の影響により保険料のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申し出により、保険料のお払込猶予期間を、~~最長6か月(2020年9月30日)~~2020年12月31日まで延長いたします。

(2) 保険契約のオーバーローン失効に関する取扱い (6/17 修正)

- ・契約者貸付を受けられているご契約や立替金（保険料自動振替貸付）がすでに適用になっているご契約で、当該感染症の影響により貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効（いわゆるオーバーローン失効）する場合、お客さまからのお申し出により~~2020年9月30日~~2020年12月31日まで返済期限日を猶予いたします。

(3) 契約者貸付の特別金利の適用 (6/1 修正)

- ・新規または追加で契約者貸付のお申し出をいただいた場合、2020年9月30日までは年利0.0%の特別金利を適用することで、貸付利息を減免いたします。

（契約者貸付金額の上限：解約返戻金の一定割合以内）

（受付期間：2020年3月16日から~~2020年5月31日~~2020年6月30日まで）

(4) 契約者貸付の手続きに関する取扱い

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(5) 保険金等の支払手続きに関する取扱い

- ・保険金・給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(6) 入院給付金に関する取扱い

- ・本来入院による治療が必要であったものの、当該感染症の影響により入院治療が開始できず、医師の管理下で自宅やその他施設で療養した場合や、当初の予定より早い退院を余儀なくされた場合は、医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

以 上